

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	子ども手当支給事業			事業コード	0469
所属コード	065000	課等名	保健福祉部児童福祉課	係名	子ども支援係
課長名	石塚 千英司	担当者名	佐々木 正仁	内線番号	2566
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	育児不安の軽減	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 2 項 1 目 子ども手当支給事務 (024-01) 一般会計 3 款 2 項 1 目 子ども手当支給事業 (009-01)			
特記事項				
事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 単年度繰越 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 22 年度	
根拠法令等	・ 国民生活を回避するための平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 14 号, 平成 23 年 4 月 1 日施行) ・ 平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成 23 年法律第 107 号, 平成 23 年 10 月 1 日施行)			

(2) 事務事業の概要

中学校修了前の児童を養育する者に対し子ども手当を支給する。認定請求を受け審査後、年 3 回 (6 月, 10 月, 2 月) 手当を支給する。また、6 月には現況届の提出を求め、受給状況の確認を行う。月額は、平成 23 年 9 月分までは子ども一人につき 13,000 円 (一律) で所得制限なし。

平成 23 年 10 月の法改正に伴い、平成 23 年 10 月分から平成 24 年 3 月分までの月額が変更となった。満 3 歳までが 15,000 円, 3 歳以降小学校修了前 (第一子・第二子) が 10,000 円, 3 歳以降小学校修了前 (第三子以降) が 15,000 円, 中学生が 10,000 円 (一律) となった。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、平成 22 年 4 月に従来の児童手当に替わって子ども手当制度が始まった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3) からどう変化したか。

平成 23 年 4 月に子ども手当のいわゆるつなぎ法が施行され、平成 22 年度の子ども手当制度が平成 23 年 9 月まで継続することになった。また、平成 23 年 10 月の法改正により支給金額が年齢等により変わったほか、新たな支給要件として、離婚協議中の場合子どもと同居する親を優先して手当を支給できる、施設に入所している子どもの手当は施設に支給するなどが加えられた。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

中学校修了前の子どもを養育している人

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 受給者数	人	16,909	21,994	21,994	22,079	21,994
B 支給認定児童数	人	26,249	35,504	35,504		35,504

※平成23年度実績については、6月下旬確定見込み。

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

支給対象となる世帯に適切に手当を支給した。また、平成23年10月の法改正に伴い、継続して手当を受給するためには、これまで支給されていた受給者も含めて改めて手続きが必要となったことから、制度内容の周知と必要な手続きの案内を行った。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 認定請求受付件数	件	2,262	6,121	3,059	2,005	3,059
B 延支給件数	件	303,874	350,348	350,348		350,348

※平成23年度実績については、6月下旬確定見込み。

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

子ども手当の支給によって、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指す。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A (支給認定児童数) / (小学校修了前全児童数) × 100	□上げる □下げる ■維持	%	77.0	—	—	—	—
B (支給認定児童数) / (中学校修了前全児童数) × 100	□上げる □下げる ■維持	%	—	90.0	90.0		90.0

※平成23年度実績については、6月下旬確定見込み。

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	954,190	3,580,605	6,006,273	0
	②県	千円	528,683	486,959	4,822,895	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	550,300	486,960	591,689	0

	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	2,033,173	4,554,524	6,006,273	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	6,100	6,100	6,100	6,100
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	24,400	24,400	24,400	24,400
計	トータルコスト A+B	千円	2,057,573	4,578,924	6,030,673	0
備考 ※平成23年度実績については、6月下旬確定見込み。						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

国の施策として少子化対策の一環として実施する制度であり、施策体系と整合がとれている。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

法に基づくものであるため、事業の廃止・休止はない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

受給資格者へのきめこまかな制度案内により、もれのない支給の実現につながる。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

法に基づき実施する事業であり、受益機会は公平・公正である。

(4) 効率性評価

法で定められている手当支給は削減できない。また、その他の事業費も必要最小限の費用で行っている。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

支給事務の効率化が考えられるが、制度自体不安定であり、改正に伴う支給対象の拡大、制度内容が複雑化する中で、事務事業の改革改善は難しく当面は現状維持とする。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

制度改正に併せて適切な対応をしていくことに終始している状況にあり、制度が安定するまでは改革改善への取組みは難しい。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

制度改正が続く中での対応を求められており，当面は適正かつ迅速な支給に努めていくこととする。